

在留邦人の皆様へ

領事出張サービス（ネルソン）のお知らせ

令和2年1月14日

在ニュージーランド日本国大使館

下記の要領で、ネルソンにおいて領事出張サービスを実施しますので、この機会に
当館領事出張サービスを御利用ください。

1. 日 時	令和2年3月4日（水） 9：00～14：00
2. 場 所	Trailways Hotel Nelson 66 Trafalgar Street Nelson 当日の連絡先（TEL）：027-544-7358(出張サービス当日のみ使用可能です)
3. 取扱業務	(1) パスポートの交付 郵送で事前に申請を行っていただいた方がのみが、当日交付の対象になりますので御注意願います。事前の申請は必ず 2月21日（金）＊当館必着で行ってください。尚、当日は現有旅券を必ずご持参ください。（現有旅券をお持ちでない場合には、新パスポートの交付はできません。） ※パスポートの事前の申請の詳細についてはこちらを御覧ください。なお、同意書の交付日には出張サービスの日にちをご記入のうえ、必ず「ネルソン領事出張サービスでの交付希望」という文言を添えてください。 (2) 各種証明書（含 JRパス購入のための在留届の写し）の交付（<u>当日、警察証明書の指紋採取は行いません</u>） 事前に郵送で申請（2月21日（金）＊当館必着）を行っていただいた方がのみが当日交付の対象になります。

※各種証明の事前申請については[こちら](#)を御覧ください。申請書には必ず「ネルソン領事出張サービスでの交付希望」という文言を添えてください。

(3) 出生届，婚姻届，外国人との婚姻による氏の変更届等の戸籍関係の届出，国籍関係の届出

準備の必要がありますので，必ず事前に当館まで御連絡ください。

(4) 在外選挙人名簿登録の申請

「在外選挙制度＊」により投票を行うためには，事前に在外選挙人名簿への登録が必要です。登録に当たっては，居住地を管轄する在外公館の区域内に3か月以上継続して住んでいる（在留届登録済）必要がありますが，登録の申請は，住所を定めていれば3か月が経過していても行うことができます。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

＊外国にいながら国政選挙に投票できる制度を「在外選挙制度」と言います。

(5) 在留届業務（転居届及び帰国届）

外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在される方には，法律により，在留届の提出が義務付けられています。転居により他公館管内から当館管内に転入されてきた方は，前居住地管轄公館に転出届を，当館には新たに在留届を提出してください。ORRNetより電子登録も可能です。詳しくは[こちら](#)をご覧ください。

※学生、ワーキングホリデーの方も対象です。

(6) その他各種相談（教科書の無償配布について等）

4. お問い合わせ先

在ニュージーランド日本国大使館

電話：04-473-1540

電子メール：consular@wl.mofa.go.jp

送付宛先：Consular Section（領事班）

Embassy of Japan in NZ

Level18, Majestic Centre, 100 Willis Street, PO Box 6340 Wellington